

愛媛県介護員養成研修事業実施要綱

(目的)

第1条 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第3条第1項第1号ロの規定による介護員養成研修事業者（以下「事業者」という。）及び介護員養成研修（以下「研修事業」という。）の指定については、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）、「介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準」（平成24年厚生労働省告示第71号）及び「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）」（平成24年3月28日老振発第0328第9号。以下「取扱細則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(研修の課程及び指定の要件)

第2条 研修事業の課程は、介護職員初任者研修課程（以下「初任者研修」という。）及び生活援助従事者研修課程（以下「生活援助研修」という。）とする。

2 地方局長は、次の要件を満たすと認められる場合は、事業者及び研修事業として指定することができるものとする。

(1) 事業者に関する要件

- ① 次に掲げる業務を適正に履行できると認められること。
 - ア 研修受講者名簿の作成及び地方局長への送付
 - イ 研修事業の廃止、休止、再開及び申請事項の変更の地方局長への届出
 - ウ 地方局長が研修事業の実施に関して行う調査に協力すること。
 - エ 地方局長が、研修事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の指示を行った場合に、当該指示に従うこと。
 - オ 研修内容の向上を図るため、実施する研修事業において講師となる者について指導方法等に関する研修を受講する機会を確保するよう努めること。
- ② 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び研修事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- ③ 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- ④ 事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。
- ⑤ 研修受講者が実習において知り得た個人の秘密の保持について、研修受講者が十分に注意するよう指導すること。
- ⑥ 事業者としての指定取消しの処分を受けた者は、その処分の日から起算して5年を経過していること。

(2) 研修事業に関する要件

- ① 研修が、年1回以上、別紙1に定める研修課程の内容に従って実施されること。
- ② 別紙1に定める研修課程について、初任者研修はおおむね8月以内に、生活援助研修はおおむね4月以内に修了すること。ただし、これによることが困難な特別の事情があり、一の講習の課程としての継続性が維持できると認められるときはこの限りではない。
- ③ 講師に関しては、次の条件をすべて満たしていること。
 - ア 別紙2の要件を満たす適切な人材が確保されていること。
 - イ 演習を担当する講師については、原則として、講師1名につき受講生が20名を超えない程度の割合で担当すること。
 - ウ 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること。

- ④ 事業者は、研修受講者に研修内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。

ア 開講目的

イ 研修の名称

ウ 研修の実施場所

エ 研修期間

オ 研修課程（カリキュラム）

カ 講師氏名

キ 施行規則第 22 条の 24 第 3 項に規定する確認等の方法、研修修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い

ク 年間の開講時期

ケ 受講手続

コ 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額

- ⑤ 事業者は、研修を実施するに当たっては、次の事項について募集案内等に記載すること等により、受講希望者に対して周知を行うものとする。

ア 受講料等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の収受に関すること。

イ その他、研修の内容に関する重要事項

- ⑥ 事業者は、受講の申込みがあったときは、申込者に対して受講内容確認書（様式第 11 号）により研修修了に要する受講内容の確認を求めなければならないこと。

- ⑦ 事業者は、研修への出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握すること。

- ⑧ 受講料等の額が、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること。

- ⑨ 研修受講時（受講申込受付時又は初回の講義時）における本人確認を行うこと。

（事業者及び研修事業の指定申請）

第 3 条 事業者と研修事業の指定を併せて受けようとする者は、初回の研修の募集を開始する 2 か月前までに、次に掲げる事項について指定申請書（様式第 1 号）及びその添付書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する地方局長に提出することとする（以下、提出先については同様とする。）。

- （1）申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者及び主たる事務所の所在地）
- （2）研修を行う事業所の名称、責任者及び所在地（講義を通信の方法によって行おうとする者にあっては、主たる事業所の所在地）
- （3）研修の名称、課程及び実施場所
- （4）事業開始予定年月日
- （5）研修担当者の連絡先
- （6）研修課程（様式第 4 号）
- （7）事業計画表（様式第 5 号）及び各研修の日程表（様式第 6 号）
- （8）講義を行う講師の一覧表（様式第 7 号）、各講師の履歴書（講師本人の署名のあるものに限る。）（様式第 8 号）、保有する資格等の証明書の写し及び当該講師の就任承諾書（講師本人の署名のあるものに限る。）（様式第 9 号）
- （9）実習を行おうとする者にあっては、実習施設として利用しようとする施設の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該施設における実習を承諾する旨の当該施設の設置者の承諾書（様式第 10 号）
- （10）受講料等の設定方法及び改定方法
- （11）受講内容確認書（様式第 11 号）及び募集案内等受講希望者に提示する書類
- （12）前条第 2 項第 2 号の④に定める学則等
- （13）使用するテキスト名

- (14) 交付する修了証明書の様式
- (15) 収支予算書（様式第12号）及び向こう2年間の財政計画書
- (16) 申請者の前年度の決算書
- (17) 申請者の概要及び資産状況
- (18) 申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款

2 講義を録画された動画を視聴させる形態又は通信学習（教材を送付し、郵送等により添削を行うものをいう。以下同じ。）の形態によって行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した書類（様式第2号）を併せて提出するものとする。なお、通信学習の時間数は、別紙3のとおりとする。

- (1) 講義を録画された動画を視聴させる形態又は通信学習の形態によって行う地域
- (2) 添削指導及び面接指導の方法
- (3) 面接指導を実施する期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書

（研修事業の指定申請）

第4条 指定を受けた事業者が、前年度に引き続き研修事業の指定を受けようとする場合は、地方局長に対し、年度ごとに、その年度における初回の研修の募集を開始する2か月前までに、次に掲げる事項が記載された指定申請書（様式第3号）を提出するものとする。

- (1) 研修課程（様式第4号）
- (2) 事業計画表（様式第5号）及び各研修の日程表（様式第6号）
- (3) 講義を行う講師の一覧表（様式第7号）、各講師の履歴書（講師本人の署名のあるものに限る。）（様式第8号）、保有する資格等の証明書の写し及び当該講師の就任承諾書（講師本人の署名のあるものに限る。）（様式第9号）
- (4) 実習を行おうとする者にあつては、実習施設として利用しようとする施設の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあつては、その名称）及び当該施設における実習を承諾する旨の当該施設の設置者の承諾書（様式第10号）
- (5) 受講料等の設定方法及び改定方法
- (6) 受講内容確認書（様式第11号）及び募集案内等受講希望者に提示する書類
- (7) 第2条第2項第2号の④に定める学則等
- (8) 使用するテキスト名
- (9) 収支予算書（様式第12号）
- (10) 申請者の前年度の決算書

2 指定を受けた同一年度内に、同一の研修課程及び研修方法により、新たに研修事業を実施しようとする場合は、研修の募集を開始する2か月前までに、前項の指定申請書（様式第3号）を提出するものとする。

3 前条第2項の規定は、前2項の場合に準用する。

（指定の決定）

第5条 地方局長は、前2条の申請があつたときは、その内容を審査し、申請者に対し、指定を決定したときは、指令書（様式第13号）により通知するものとし、不指定の決定をしたときは、理由を付してその旨を通知するものとする。

（変更の届出等）

第6条 事業者は、第3条又は第4条の申請の内容を変更する場合には、変更届出（申請）書（様式第14号）により、次のとおり手続を行うものとする。

- (1) 申請者に関する事項の変更

第3条第1項第1号、第2号、第5号又は第18号の内容を変更する場合には、地方局長に対し、変更の内容、変更時期及び理由を記載した変更届に、申請者が法人であるときは、同項第1号の変更であれば法人登記簿の履歴事項全部証明書を、同項第18号の変更であれば変

更後の定款等を添付して、変更後速やかに提出するものとする。

(2) 研修内容に関する事項の変更

第3条第1項第3号、第4号若しくは第7号から第14号まで又は第4条第1項第2号から第9号までに規定する提出書類の内容に変更を加える場合には、地方局長に対し、変更の内容、変更時期及び理由を研修の募集開始1か月前までに届け出るものとする。

(3) 研修課程の変更

第3条第1項第6号又は第4条第1項第1号に規定する研修課程を変更する場合にあっては、変更についてあらかじめ地方局長の承認を受けることとし、変更後の研修の募集を開始する2か月前までに申請書を提出するものとする。

(4) 研修実施中の緊急の変更

やむを得ない事情により研修実施中に緊急に変更する必要がある場合には、当該変更の原因となる事情が発生した時点で地方局長に届け出るとともに、その指示に従うものとする。

(変更の承認)

第7条 地方局長は、前条第3号の申請があったときは、その内容を審査し、申請者に対し、承認を決定したときは、承認通知書（様式第15号）により通知するものとし、不承認の決定をしたときは、理由を付してその旨を通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 事業者は、地方局長に対し、各研修の開講後速やかに、受講内容確認書（様式第11号）を添付して、受講内容確認報告書（様式第16号）を提出するものとする。

2 事業者は、地方局長に対し、各研修終了後1か月以内に、次に掲げる事項が記載された事業実績報告書（様式第17号）を提出するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 受講者数及び修了者数（過去の研修の未修了者を含む。）
- (3) 研修課程（様式第4号）
- (4) 研修日程表（様式第6号）
- (5) 担当講師一覧表（様式第7号）
- (6) 使用したテキスト
- (7) 収支決算書（様式第18号）
- (8) 修了者名簿（様式第19号）
- (9) 研修の一部を受講しなかった者の名簿
- (10) 研修実施状況報告書（様式第20号）

3 講義を通信の方法によって行った者は、添削課題の成績証明書を併せて提出するものとする。

4 研修事業を同一年度内に2回以上行う場合は、当該年度の最後の研修事業に係る実績報告の提出の際、介護員養成研修事業実績報告書（総括）（様式第21号）及び研修事業全体の収支決算書を併せて提出するものとする。

(廃止の届出)

第9条 事業者は、研修事業を廃止しようとする場合には、地方局長に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した事業廃止届出書（様式第22号）を提出するものとする。ただし、各研修のうち研修途中のものがあるときは、その研修が終了するまで研修事業を廃止できない。

- (1) 廃止の時期
- (2) 廃止の理由
- (3) 事業実績（研修日程及び修了者数）
- (4) その他必要な事項

(休止の届出)

第10条 事業者は、研修事業を休止しようとする場合には、地方局長に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した事業休止届出書（様式第23号）を提出するものとする。ただし、各研修

のうち研修途中のものがあるときは、その研修が終了するまで研修事業を休止できない。

- (1) 休止の時期
- (2) 休止の理由
- (3) 休止の予定期間
- (4) その他必要な事項

(再開の届出)

第11条 事業者は、研修事業を再開しようとする場合には、地方局長に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した事業再開届出書（様式第24号）を提出するものとする。

- (1) 再開の時期
- (2) その他必要な事項

(受講科目及び受講時間の免除)

第12条 次の研修課程を修了している者は、当該研修課程がこの要綱に規定する初任者研修において履修すべき科目と一部重複するものと認められるため、取扱細則の別添2で示す研修課程の一部を免除することができるものとする。また、各市町が介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の担い手に対する研修として実施する研修については、内容や時間数等を踏まえて、取扱細則の別添3で示す研修課程と重複すると地方局長が認めたものは、研修課程の一部を免除することができるものとする。

- (1) 生活援助研修
 - (2) 入門的研修（「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日社援基発第0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）
 - (3) 認知症介護基礎研修（「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）
 - (4) 訪問介護に関する三級課程（「介護保険法施行規則第22条の23に規定するものをいう。以下同じ。）
- 2 次の研修課程を修了している者は、当該研修課程がこの要綱に規定する生活援助研修において履修すべき科目と一部重複するものと認められるため、取扱細則の別添7で示す研修課程の一部を免除することができるものとする。また、各市町が総合事業の担い手に対する研修として実施する研修については、内容や時間数等を踏まえて、取扱細則の別添8で示す研修課程と重複すると地方局長が認めたものは、研修課程の一部を免除することができるものとする。
- (1) 入門的研修
 - (2) 認知症介護基礎研修
 - (3) 訪問介護に関する三級課程
- 3 初任者研修又は生活援助研修の実施主体が前2項に掲げる他の研修を実施する場合において、当該研修の履修科目のうち地方局長が初任者研修又は生活援助研修の履修科目と同等と認めた科目については、一体的に実施することも差し支えない。
- 4 都道府県、市町村その他公的団体の実施する在宅介護サービスに係る研修事業を受講した者は、研修開始日から遡って8か月以内に、履修した科目と重複すると認められる科目を免除することができるものとする。
- 5 特別養護老人ホーム等の介護職員等としての1年以上の実務経験を有する者は、実習科目を免除することができるものとする。
- 6 事業者は、受講を希望する者から、受講科目及び受講時間の免除の申出があったときは、免除資格等を証明する書類（様式第25号又は修了証）を提出させ、確認の上、免除することができる。
- 7 事業者は、前項の免除を行った場合には、第8条に規定する事業実績報告書に受講科目免除報告書（様式第26号）を添付するものとする。
- 8 事業者は、受講科目及び受講時間の免除に関して、疑義がある場合は、あらかじめ地方局長

と協議するものとする。

（修了証明書の交付等）

第13条 事業者は、研修の全ての課程を修了した者に限り、別紙4に定める様式に準じ、修了証明書を交付するものとする。

（研修修了の認定方法についての留意事項）

第14条 事業者は、研修受講者が、やむを得ない事情等により研修事業の一部を受講しなかった場合であって、第2条第2項第2号の②に定める研修期間内に、同一又は他の事業者が行う研修事業の一部を受講したときは、当該受講内容を確認の上、全課程を修了したものとして差し支えないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、地方局長が特別の事情があると認める場合には、第2条第2項第2号の②に定める研修期間を超えて、同一又は他の事業者が行う研修事業の一部を受講した場合においても、当該受講内容を確認の上、全課程を修了したものとすることができる。

3 前2項において、他の事業者が行う研修事業の一部を受講したときの受講内容の確認は、当該事業者の発行する履修証明書（様式第27号）によるものとし、第8条に規定する実績報告書の提出の際、原本証明の上、写しを提出するものとする。

（指示）

第15条 地方局長は、本事業の実施に関し必要があると認める場合は、事業者に対し、その行う研修事業の内容の変更その他必要な指示を行うことができる。

（指定の取消し）

第16条 地方局長は、事業者が次のいずれかに該当する場合においては、施行令第3条第3項に基づき事業者としての指定を取り消すことができる。

- （1） 事業者が、当該研修事業について、第2条の指定要件を満たすことができなくなったとき。
- （2） 事業者が、不正の手段により第3条又は第4条の指定を受けたとき。
- （3） 事業者が、第4条の指定申請又は第6条の変更届出等について、虚偽の内容を提出したとき。
- （4） 事業者が、第13条の規定に反して、研修の全課程を修了していない者に対して、修了証明書を交付したとき。
- （5） 事業者が、前条の指示を受けてこれに従わなかったとき。
- （6） 事業者が、他の都道府県知事の指定を受けている場合において、当該他の都道府県知事の指定取消しの処分を受けたとき。

（指定等の公表）

第17条 この要綱に基づき、事業者の指定を行った場合及び指定を取り消した場合は、公表するものとする。

（情報の開示）

第18条 事業者は、教育体制（講師、設備等）、教育内容（シラバス、演習手法、教材等）、実績情報、研修受講者や事業者（研修修了者の雇用者）からの評価等の情報項目（別紙5「研修機関が公表すべき情報の内訳」）を自らホームページ上などに開示することにより、研修事業者の質の比較、研修受講者等による研修事業者の選択等が行われる環境を整備し、もって研修の質の確保・向上に努めなければならない。

（関係書類の保存）

第19条 事業者は、第8条第2項第8号の修了者名簿を永久保存すること。

2 前項以外の文書については、少なくとも研修修了後3年間は保存すること。

（みなし規定）

第20条 次に掲げる者は、この要綱に規定する初任者研修及び生活援助研修を修了した者とみなす。

- (1) この要綱の施行の際、改正前の「愛媛県介護員養成研修（介護職員初任者研修）事業実施要綱」に規定する介護職員初任者研修を既に修了し、その証明書の交付を受けた者
- (2) この要綱の施行の際、旧課程を受講中の者であって、施行後に当該旧課程を修了したことにつき、その証明書の交付を受けた者
- (3) 看護師、准看護師、保健師又は助産師の資格を有する者
- (4) 実務者研修（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号の規定に基づき介護福祉士試験の受験要件として位置付けられている介護福祉士として必要な知識及び技術を習得するための研修をいう。）を修了している者

（その他）

第21条 施行令第3条第1項第1号イに定める研修については、原則として、この要綱に準じて実施するものとする。

- 2 地方局長は、第5条の指定及び第6条の届出の受理を行ったときは、事業者及び研修事業の一覧を翌月の10日までに知事に報告するものとする。
- 3 地方局長は、第8条第2項第8号の修了者名簿を取りまとめて、翌年度の5月末までに知事に報告するものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（旧要綱の廃止）

第2条 愛媛県訪問介護員養成研修事業実施要綱（平成18年10月1日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 前条の規定にかかわらず、旧要綱に基づき平成25年3月31日以前に知事又は地方局長が指定し、及び開始された研修については、旧要綱の規定は、平成26年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

第4条 平成25年3月31日までに、既に介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する一級課程及び訪問介護に関する二級課程（以下「旧課程」という。）を修了している者については、すべて介護職員初任者研修の修了の要件を満たしているものとして取り扱うこととし、同年4月1日時点で旧課程を受講中の者であって、この要綱の施行後に当該研修課程を修了したものについては、すべて介護職員初任者研修の修了の要件を満たしているものとして取り扱うものとする。

第5条 第3条の事業者及び研修事業の指定申請の手続は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成25年2月22日改正）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月21日改正）

この要綱は、平成30年6月21日から施行する。

附 則（令和2年3月9日改正）

この要綱は、令和2年3月9日から施行する。

附 則（令和4年3月23日改正）

この要綱は、令和4年3月23日から施行する。

附 則（令和8年10月1日改正）

この要綱は、令和9年4月1日から施行する。

別 紙 一 覧

- 別紙 1 介護員養成研修事業カリキュラム
- 別紙 2 介護員養成研修事業における講師等の基準
- 別紙 3 通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間
- 別紙 4 修了証明書
- 別紙 5 研修機関が公表すべき情報の内訳

別紙 1

介護員養成研修事業 カリキュラム

1 介護職員初任者研修

科 目 名	研修時間数
1. 職務の理解	6 時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間
3. 介護の基本	6 時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9 時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間
6. 老化の理解	6 時間
7. 認知症の理解	6 時間
8. 障害の理解	3 時間
9. こころとからだのしくみと生活支援技術	7 5 時間
10. 振り返り	4 時間
合 計	1 3 0 時間

(注 1) 講義と演習を一体的に実施すること。

(注 2) 「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）」（平成 24 年 3 月 28 日老振発 0328 第 9 号）別添 1 「介護職員初任者研修における目標、評価の指針」を踏まえて実施すること。

(注 3) 「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」には、介護に必要な基礎的知識の理解の確認と、生活支援技術の習得状況の確認を含む。

(注 4) 上記とは別に、筆記試験による修了評価（1 時間程度）を実施すること。

(注 5) 「1. 職務の理解」及び「10. 振り返り」において、施設の見学等の実習を活用するほか、効果的な研修を行うため必要があると考えられる場合は、他のカリキュラムにおいても施設の見学等の実習を活用することも可能。

(注 6) 各カリキュラム内の時間配分については、内容に偏りがないように、十分留意すること。

（注7）受講者の負担を軽減し、受講を容易にする方策として、対面での実施のほか、テレビ電話装置等（テレビ電話装置その他の情報通信機器をいう。以下同じ。）を活用する形態や、録画された動画を視聴させる形態、通信学習（教材を送付し、郵送等により添削を行うものをいう。以下同じ。）の形態により実施できるものとする。ただし、対面以外の形態により実施する場合にあっては、以下の点に留意すること。

- （1） テレビ電話装置等を活用する形態及び録画された動画を視聴させる形態により実施する場合には、講師等に対する研修受講者の質問の機会が確保できるようにすること。なお、通信環境がない等で受講が困難な受講者から相談があった場合は、視聴用の会場を用意するほか、対面方式で行っている別の研修を案内する等の配慮を行うこと。また、受講者が講義を適正に視聴していることの確認のため、受講者の画面が常に表示されていることの確認（テレビ電話装置等を活用する形態の場合に限る。）や、研修途中での試験やアンケート、研修後の課題やレポート等で理解度を確認する等の対応を行うこと。
- （2） 録画された動画を視聴させる形態により実施する場合には、（1）に加え、添削指導、面接指導等による十分な指導を合わせて行うこと。
- （3） （1）及び（2）に関わらず、実技を学ぶ演習や実習の科目については、対面（本会場とは別の会場に講師を配置して行う形態であって、対面と同様の効果が認められる場合を含む。）により実施すること。

2 生活援助従事者研修

科 目 名	研修時間数
1. 職務の理解	2 時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	6 時間
3. 介護の基本	4 時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	3 時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間
6. 老化と認知症の理解	9 時間
7. 障害の理解	3 時間
8. こころとからだのしくみと生活支援技術	2 4 時間
9. 振り返り	2 時間
合 計	5 9 時間

(注 1) 講義と演習を一体的に実施すること。

(注 2) 「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）」（平成 24 年 3 月 28 日老振発 0328 第 9 号）別添 6 「生活援助従事者研修における目標、評価の指針」を踏まえて実施すること。

(注 3) 「8. こころとからだのしくみと生活支援技術」には、介護に必要な基礎的知識の理解の確認と、生活支援技術の習得状況の確認を含む。

(注 4) 上記とは別に、筆記試験による修了評価（0. 5 時間程度）を実施すること。

(注 5) 「こころとからだのしくみと生活支援技術」においては、移動・移乗に関連した実習を 2 時間実施すること。また、「1. 職務の理解」及び「10. 振り返り」において、施設の見学等の実習を活用するほか、効果的な研修を行うため必要があると考えられる場合は、他のカリキュラムにおいても施設の見学等の実習を活用することも可能。

(注 6) 各カリキュラム内の時間配分については、内容に偏りがないように、十分留意すること。

(注 7) 受講者の負担を軽減し、受講を容易にする方策として、対面での実施のほか、テレビ電話装置等を活用する形態や、録画された動画を視聴させる形態、通信学習の形態により実施できるものとする。ただし、対面以外の形態により実施する場合にあ

っては、以下の点に留意すること。

- (1) テレビ電話装置等を活用する形態及び録画された動画を視聴させる形態により実施する場合には、講師等に対する研修受講者の質問の機会が確保できるようにすること。なお、通信環境がない等で受講が困難な受講者から相談があった場合は、視聴用の会場を用意するほか、対面方式で行っている別の研修を案内する等の配慮を行うこと。また、受講者が講義を適正に視聴していることの確認のため、受講者の画面が常に表示されていることの確認（テレビ電話装置等を活用する形態の場合に限る。）や、研修途中での試験やアンケート、研修後の課題やレポート等で理解度を確認する等の対応を行うこと。
- (2) 録画された動画を視聴させる形態により実施する場合には、(1)に加え、添削指導、面接指導等による十分な指導を合わせて行うこと。
- (3) (1) 及び (2) に関わらず、実技を学ぶ演習や実習の科目については、対面（本会場とは別の会場に講師を配置して行う形態であって、対面と同様の効果が認められる場合を含む。）により実施すること。

介護員養成研修事業における講師等の基準について

1 介護職員初任者研修

科 目 名	時 間 数	内 容 例	講 師 等 の 基 準
【講義・演習】 1 職務の理解	6 時 間	1 多様なサービスの理解 2 介護職の仕事内容や働く現場の理解	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士又は社会福祉士（5年以上の実務経験を有する者） ・介護支援専門員（5年以上の実務経験を有する者） ・学識経験者（大学、短期大学等における当該分野の研究者） ・教員等（高等学校、専門学校等における当該科目の担当者） ・研修講師経験者（介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程） ・その他、上記要件に準ずると認められる者
【講義・演習】 2 介護における尊厳の保持・自立支援	9 時 間	1 人権と尊厳を支える介護 （1）人権と尊厳の保持 （2）ICF （3）QOL （4）ノーマライゼーション （5）虐待防止・身体拘束禁止 （6）個人の権利を守る制度の概要 2 自立に向けた介護 （1）自立支援 （2）介護予防	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士又は社会福祉士（5年以上の実務経験を有する者） ・介護支援専門員又は相談支援専門員（5年以上の実務経験を有する者） ・保健師又は看護師（5年以上の実務経験を有する者） ・学識経験者（大学、短期大学等における当該分野の研究者） ・教員等（高等学校、専門学校等における当該科目の担当者） ・研修講師経験者（介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程） ・その他、上記要件に準ずると認められる者
【講義・演習】 3 介護の基本	6 時 間	1 介護職の役割、専門性と多職種との連携 （1）介護環境の特徴の理解 （2）介護の専門性 （3）介護に関わる職種 2 介護職の職業倫理 3 介護における安全の確保とリスクマネジメント （1）介護における安全の確保 （2）事故予防、安全対策 （3）感染対策 4 介護職の安全	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士又は社会福祉士（5年以上の実務経験を有する者） ・介護支援専門員又は相談支援専門員（5年以上の実務経験を有する者） ・保健師又は看護師（5年以上の実務経験を有する者） ・学識経験者（大学、短期大学等における当該分野の研究者） ・教員等（高等学校、専門学校等における当該科目の担当者） ・研修講師経験者（介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程） ・その他、上記要件に準ずると認められる者
【講義・演習】 4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9 時 間	1 介護保険制度 （1）介護保険制度創設の背景及び目的、動向 （2）仕組みの基礎的理解 （3）制度を支える財源、組織・団体の機能と役割	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士又は社会福祉士（5年以上の実務経験を有する者） ・介護支援専門員又は相談支援専門員（5年以上の実務経験を有する者） ・行政職員（1年以上の実務経験を有する者） ・学識経験者（大学、短期大学等における当該分野の研究者） ・教員等（高等学校、専門学校等における当該科目の担当者） ・研修講師経験者（介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程） ・その他、上記要件に準ずると認められる者

		2 医療との連携とリハビリテーション	次の要件のいずれかに該当すること。 ・医師(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・作業療法士、理学療法士又は言語聴覚士(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
		3 障害福祉制度及びその他制度 (1) 障害福祉制度の理念 (2) 障害福祉制度の仕組みの基礎的理解 (3) 個人の権利を守る制度の概要	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員又は相談支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
【講義・演習】 5 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間	1 介護におけるコミュニケーション (1) 介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 (2) コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション (3) 利用者・家族とのコミュニケーションの実際 (4) 利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員又は相談支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・作業療法士、言語聴覚士又は臨床心理士(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
		2 介護におけるチームのコミュニケーション (1) 記録における情報の共有化 (2) 報告 (3) コミュニケーションを促す環境	
【講義・演習】 6 老化の理解	6 時間	1 老化に伴うこころとからだの変化と日常 (1) 老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴 (2) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・医師(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
		2 高齢者と健康 (1) 高齢者の疾病と生活上の留意点 (2) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点	

【講義・演習】7 認知症の理解	6 時間	1 認知症を取り巻く状況	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士又は社会福祉士（5年以上の実務経験を有する者） ・介護支援専門員（5年以上の実務経験を有する者） ・保健師又は看護師（5年以上の実務経験を有する者） ・学識経験者（大学、短期大学等における当該分野の研究者） ・教員等（高等学校、専門学校等における当該科目の担当者） ・研修講師経験者（介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程） ・その他、上記要件に準ずると認められる者。
		2 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	次の要件のいずれかに該当すること。 ・医師（5年以上の実務経験を有する者） ・保健師又は看護師（5年以上の実務経験を有する者） ・学識経験者（大学、短期大学等における当該分野の研究者） ・教員等（高等学校、専門学校等における当該科目の担当者） ・研修講師経験者（介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程） ・その他、上記要件に準ずると認められる者。
		3 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 （1）認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴 （2）認知症の利用者への対応	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士又は社会福祉士（5年以上の実務経験を有する者） ・介護支援専門員（5年以上の実務経験を有する者） ・保健師又は看護師（5年以上の実務経験を有する者） ・学識経験者（大学、短期大学等における当該分野の研究者） ・教員等（高等学校、専門学校等における当該科目の担当者） ・研修講師経験者（介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程） ・その他、上記要件に準ずると認められる者。
		4 家族への支援	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士又は社会福祉士（5年以上の実務経験を有する者） ・介護支援専門員又は相談支援専門員（5年以上の実務経験を有する者） ・医師（5年以上の実務経験を有する者） ・保健師又は看護師（5年以上の実務経験を有する者） ・学識経験者（大学、短期大学等における当該分野の研究者） ・教員等（高等学校、専門学校等における当該科目の担当者） ・研修講師経験者（介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程） ・その他、上記要件に準ずると認められる者。
【講義・演習】8 障害の理解	3 時間	1 障害の基礎的理解 （1）障害の概念とICF （2）障害福祉の基本理念	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士又は社会福祉士（5年以上の実務経験を有する者） ・介護支援専門員又は相談支援専門員（5年以上の実務経験を有する者） ・医師（5年以上の実務経験を有する者） ・保健師又は看護師（5年以上の実務経験を有する者） ・学識経験者（大学、短期大学等における当該分野の研究者） ・教員等（高等学校、専門学校等における当該科目の担当者） ・研修講師経験者（介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程） ・その他、上記要件に準ずると認められる者
		2 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかり支援等の基礎的知識 （1）身体障害 （2）知的障害 （3）精神障害（高次脳機能障害・発達障害を含む） （4）その他の心身の機能障害	次の要件のいずれかに該当すること。 ・社会福祉士（5年以上の実務経験を有する者） ・相談支援専門員（5年以上の実務経験を有する者） ・医師（5年以上の実務経験を有する者） ・保健師又は看護師（5年以上の実務経験を有する者） ・学識経験者（大学、短期大学等における当該分野の研究者） ・教員等（高等学校、専門学校等における当該科目の担当者） ・研修講師経験者（介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程） ・その他、上記要件に準ずると認められる者

		3 家族の心理、かかわり支援の理解	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員又は相談支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・臨床心理士(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
【講義・演習】 9 ころとからだのしくみと生活支援技術	75時間	<Ⅰ 基本知識の学習 10～13時間程度> 1 介護の基本的な考え方 2 介護に関するころのしくみの基礎的理解 3 介護に関するからだのしくみの基礎的理解 <Ⅱ 生活支援技術の学習 50～55時間程度> 4 生活と家事 5 快適な居住環境整備と介護 6 整容に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護 7 移動・移乗に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護 8 食事に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護 9 入浴、清潔保持に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護 10 排泄に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護 11 睡眠に関したころとからだのしくみと自立に向けた介護 12 死にゆく人に関したころとからだのしくみと終末期介護 <Ⅲ 生活支援技術演習 10～12時間程度> 13 介護過程の基礎的理解 14 総合生活支援技術演習	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員又は相談支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・医師(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・作業療法士、理学療法士又は言語聴覚士(5年以上の実務経験を有する者) ・臨床心理士(5年以上の実務経験を有する者) ・一級建築士又は福祉用具専門相談員(5年以上の実務経験を有する者)。「5 快適な居住環境整備と介護」の該当分野に限る) ・栄養士(5年以上の実務経験を有する者)。「8 食事に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護」の該当分野に限る) ・歯科医師・歯科衛生士(5年以上の実務経験を有する者)。「8 食事に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護」の該当分野に限る) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者。
【講義・演習】 10 振り返り	4時間	1 振り返り 2 就業への備えと研修修了後における継続的な研修	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者。
介護実習			(実習施設の基準) ・指導に当たる者が配置されていること。 ・他機関依頼の実習との調整が可能であり、受入体制が整っていること。 ・施設の種別は、国の関係通知等によるものとする。 ・事業開始後1年以上の事業所等が望ましい。

合 計	130 時 間		
-----	---------------	--	--

(注)「上記要件に準ずると認められる者」とは、上記以外の者で業績を審査することによって当該科目の担当に相当であると特に認められる者をいう。

2 生活援助従事者研修

科 目 名	時 間 数	内 容 例	講 師 等 の 基 準
【講義・演習】 1 職務の理解	2 時 間	1 多様なサービスの理解 2 介護職の仕事内容や働く現場の理解	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士又は社会福祉士（5年以上の実務経験を有する者） ・介護支援専門員（5年以上の実務経験を有する者） ・学識経験者（大学、短期大学等における当該分野の研究者） ・教員等（高等学校、専門学校等における当該科目の担当者） ・研修講師経験者（介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程） ・その他、上記要件に準ずると認められる者
【講義・演習】 2 介護における尊厳の保持・自立支援	6 時 間	1 人権と尊厳を支える介護 （1）人権と尊厳の保持 （2）ICF （3）QOL （4）ノーマライゼーション （5）虐待防止・身体拘束禁止 （6）個人の権利を守る制度の概要 2 自立に向けた介護 （1）自立支援 （2）介護予防	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士又は社会福祉士（5年以上の実務経験を有する者） ・介護支援専門員又は相談支援専門員（5年以上の実務経験を有する者） ・保健師又は看護師（5年以上の実務経験を有する者） ・学識経験者（大学、短期大学等における当該分野の研究者） ・教員等（高等学校、専門学校等における当該科目の担当者） ・研修講師経験者（介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程） ・その他、上記要件に準ずると認められる者
【講義・演習】 3 介護の基本	4 時 間	1 介護職の役割、専門性と多職種との連携 （1）介護環境の特徴の理解 （2）介護の専門性 （3）介護に関わる職種 2 介護職の職業倫理 3 介護における安全の確保とリスクマネジメント （1）介護における安全の確保 （2）事故予防、安全対策 （3）感染対策 4 介護職の安全	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士又は社会福祉士（5年以上の実務経験を有する者） ・介護支援専門員又は相談支援専門員（5年以上の実務経験を有する者） ・保健師又は看護師（5年以上の実務経験を有する者） ・学識経験者（大学、短期大学等における当該分野の研究者） ・教員等（高等学校、専門学校等における当該科目の担当者） ・研修講師経験者（介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程） ・その他、上記要件に準ずると認められる者
【講義・演習】 4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	3 時 間	1 介護保険制度 （1）介護保険制度創設の背景及び目的、動向 （2）仕組みの基礎的理解 （3）制度を支える財源、組織・団体の機能と役割	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士又は社会福祉士（5年以上の実務経験を有する者） ・介護支援専門員又は相談支援専門員（5年以上の実務経験を有する者） ・行政職員（1年以上の実務経験を有する者） ・学識経験者（大学、短期大学等における当該分野の研究者） ・教員等（高等学校、専門学校等における当該科目の担当者） ・研修講師経験者（介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程） ・その他、上記要件に準ずると認められる者

		2 医療との連携とリハビリテーション	次の要件のいずれかに該当すること。 ・医師(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・作業療法士、理学療法士又は言語聴覚士(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
		3 障害福祉制度及びその他制度 (1) 障害福祉制度の理念 (2) 障害福祉制度の仕組みの基礎的理解 (3) 個人の権利を守る制度の概要	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員又は相談支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
【講義・演習】 5 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間	1 介護におけるコミュニケーション (1) 介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 (2) コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション (3) 利用者・家族とのコミュニケーションの実際 (4) 利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員又は相談支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・作業療法士、言語聴覚士又は臨床心理士(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
		2 介護におけるチームのコミュニケーション (1) 記録における情報の共有化 (2) 報告 (3) コミュニケーションを促す環境	
【講義・演習】 6 老化と認知症の理解	9 時間	1 老化に伴うこころとからだの変化と日常 (1) 老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴 (2) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・医師(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
		2 高齢者と健康 (1) 高齢者の疾病と生活上の留意点 (2) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点	

【講義・演習】 7 障害の理解	3 時間	3 認知症を取り巻く状況	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
		4 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	次の要件のいずれかに該当すること。 ・医師(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
		5 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 (1) 認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴 (2) 認知症の利用者への対応	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者。
		6 家族への支援	
		1 障害の基礎的理解 (1) 障害の概念とICF (2) 障害福祉の基本理念	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員又は相談支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・医師(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
		2 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 (1) 身体障害 (2) 知的障害 (3) 精神障害(高次脳機能障害・発達障害を含む) (4) その他の心身の機能障害	次の要件のいずれかに該当すること。 ・社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・相談支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・医師(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者

		3 家族の心理、かかわり支援の理解	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員又は相談支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・臨床心理士(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
【講義・演習】 8 こころとからだのしくみと生活支援技術	24時間	<Ⅰ 基本知識の学習> 1 介護の基本的な考え方 2 介護に関するこころのしくみの基礎的理解 3 介護に関するからだのしくみの基礎的理解 <Ⅱ 生活支援技術の学習> 4 生活と家事 5 快適な居住環境整備と介護 6 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 7 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 8 睡眠に関したところとからだのしくみと自立に向けた介護 9 死にゆく人に関したところとからだのしくみと終末期介護 <Ⅲ 生活支援技術演習> 10 介護過程の基礎的理解	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員又は相談支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・医師(5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(5年以上の実務経験を有する者) ・作業療法士、理学療法士又は言語聴覚士(5年以上の実務経験を有する者) ・臨床心理士(5年以上の実務経験を有する者) ・一級建築士又は福祉用具専門相談員(5年以上の実務経験を有する者。「5 快適な居住環境整備と介護」の該当分野に限る) ・栄養士(5年以上の実務経験を有する者。「7 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護」の該当分野に限る) ・歯科医師・歯科衛生士(5年以上の実務経験を有する者。「7 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護」の該当分野に限る) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
【講義・演習】 9 振り返り	2時間	1 振り返り 2 就業への備えと研修修了後における継続的な研修	次の要件のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士又は社会福祉士(5年以上の実務経験を有する者) ・介護支援専門員(5年以上の実務経験を有する者) ・学識経験者(大学、短期大学等における当該分野の研究者) ・教員等(高等学校、専門学校等における当該科目の担当者) ・研修講師経験者(介護職員基礎研修課程又は介護員養成研修1級・2級課程) ・その他、上記要件に準ずると認められる者
合 計	59時間		

(注)「上記要件に準ずると認められる者」とは、上記以外の者で業績を審査することによって当該科目の担当に相当であると特に認められる者をいう。

別紙 3

通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間

1 介護職員初任者研修

科 目	通信形式で実施 できる科目ごと の上限時間	合計時間
1 職務の理解	0 時間	6 時間
2 介護における尊厳の保持・自立支援	7.5 時間	9 時間
3 介護の基本	3 時間	6 時間
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	7.5 時間	9 時間
5 介護におけるコミュニケーション技術	3 時間	6 時間
6 老化の理解	3 時間	6 時間
7 認知症の理解	3 時間	6 時間
8 障害の理解	1.5 時間	3 時間
9 こころとからだのしくみと生活支援技術	12 時間	75 時間
10 振り返り	0 時間	4 時間
合 計	40.5 時間	130 時間

2 生活援助従事者研修

科 目	通信形式で実施 できる科目ごと の上限時間	合計時間
1 職務の理解	0 時間	2 時間
2 介護における尊厳の保持・自立支援	3 時間	6 時間
3 介護の基本	2.5 時間	4 時間
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	2 時間	3 時間
5 介護におけるコミュニケーション技術	3 時間	6 時間
6 老化と認知症の理解	5 時間	9 時間
7 障害の理解	1 時間	3 時間
8 こころとからだのしくみと生活支援技術	12.5 時間	24 時間
9 振り返り	0 時間	2 時間
合 計	29 時間	59 時間

第 号

修了証明書

氏 名

年 月 日生

上記の者は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号ロに掲げる次の研修課程を修了したことを証明する。

研修課程： 介護職員初任者研修 ・ 生活援助従事者研修

年 月 日

愛媛県介護員養成研修事業者

（事業者の名称）

（代表者職・氏名）

印

研修機関が公表すべき情報の内訳

研修機関情報	法人情報 ☆	●法人格・法人名称・住所等 ●代表者名、研修事業担当理事・取締役名 △理事等の構成、組織、職員数等 △教育事業を実施している場合：事業概要 △研究活動を実施している場合：概要 △介護保険事業を実施している場合：事業概要 △その他の事業概要 △法人財務情報
	研修機関情報 ☆	●事業所名称・住所等 ●理念 ●学則 ●研修施設、整備 △沿革 △事業所の組織、職員数等 △併設して介護保険事業を実施している場合：事業概要☆ △財務セグメント情報
研修事業情報	研修の概要	●対象 ●研修のスケジュール（期間、日程、時間数） ●定員（集合研修、実習）と指導者数 ●研修受講までの流れ（募集、申し込み） ●費用 ●留意事項、特徴、受講者へのメッセージ等
	課程責任者	●課程編成責任者名 △課程編成責任者の略歴、資格
	研修カリキュラム (通信) 終了評価	●科目別シラバス ●科目別担当教官名 ●科目別特徴 - 演習科目の場合は、実技内容・備品、指導体制 ●科目別通信・事前・事後学習とする内容及び時間 ●通信課程の教材・指導体制・指導方法・課題 ●修了評価の方法、評価者、再履修等の基準
	実習施設 (実習を行う場合)	●協力実習機関の名称・住所等☆ ●協力実習機関の介護保険事業の概要☆ ●協力実習機関の演習担当者名 ●実習プログラム内容、プログラムの特色 ●実習中の指導体制・内容（振り返り、実習指導等） △実習担当者の略歴、資格、メッセージ等 ●協力実習機関における延べ人数

講師情報	●名前 ●略歴、現職、資格 △受講者向けメッセージ等 △受講者満足度調査の結果等
実績情報	●過去の研修実施回数（年度ごと） ●過去の研修延べ参加人数（年度ごと） △卒業率・再履修率 △卒後の就業状況（就職率／就業分野） △卒後の相談・支援
連絡先等	●申し込み・資料請求先 ●法人の苦情対応者名・役職・連絡先 ●事業所の苦情対応者名・役職・連絡先
質を向上させるための取り組み	△自己評価活動、相互評価活動 △実習の質の向上のための取り組み、研修機関と実習機関との連携 △研修活動、研究活動 △研修生満足度調査情報（アンケート、研修生の声など） △事業所満足度調査情報（アンケート、事業所の声など）

●：必須 △：可能な限り公表

☆：他のページにリンクで対応可

※インターネット上のホームページにより情報を公開する。

※サーバーは、法人ごとに事業所ごとに自ら確保する。

※基本ストラクチャは変更しない。

様 式 一 覧

様式第 1 号	介護員養成研修事業者・研修事業指定申請書
様式第 2 号	介護員養成研修事業(通信学習等)の実施について
様式第 3 号	介護員養成研修事業指定申請書
様式第 4 号	研修課程
様式第 5 号	年間事業計画表
様式第 6 号	研修日程表
様式第 7 号	講師一覧表
様式第 8 号	講師履歴書
様式第 9 号	講師就任承諾書
様式第 10 号	介護員養成研修 実習受入承諾書
様式第 11 号	介護員養成研修 受講内容確認書
様式第 12 号	収支予算書
様式第 13-1 号	指令書〔研修事業者・研修事業〕
様式第 13-2 号	指令書〔研修事業〕
様式第 14 号	介護員養成研修事業 変更届出(申請)書
様式第 15 号	承認通知書
様式第 16 号	介護員養成研修 受講内容確認報告書
様式第 17 号	介護員養成研修 事業実績報告書
様式第 18 号	収支決算書
様式第 19 号	介護員養成研修 修了者名簿
様式第 20-1 号	介護員養成研修 講義実施状況報告書
様式第 20-2 号	介護員養成研修 演習実施状況報告書
様式第 20-3 号	介護員養成研修 実習実施状況報告書
様式第 20-4 号	介護員養成研修 講義実施状況報告書〔大学等〕
様式第 20-5 号	介護員養成研修 演習実施状況報告書〔大学等〕
様式第 20-6 号	介護員養成研修 添削指導実施状況報告書
様式第 20-7 号	介護員養成研修 面接指導実施状況報告書
様式第 21 号	介護員養成研修 事業実績報告書
様式第 22 号(その 1)	介護員養成研修 事業廃止届出書
様式第 22 号(その 2)	事業実績
様式第 23 号	介護員養成研修 事業休止届出書
様式第 24 号	介護員養成研修 事業再開届出書
様式第 25 号	実務経験証明書
様式第 26 号	介護員養成研修 受講科目免除報告書
様式第 27 号	履修証明書

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

愛媛県 地方局長 様

申請者 住所
 (所在地)
 氏名
 (名称及び代表者職・氏名)

介護員養成研修事業者・研修事業指定申請書

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第 3 条第 1 項第 1 号ロに規定する介護員養成研修事業者及び介護員養成研修として指定を受けるため、愛媛県介護員養成研修事業実施要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき、申請します。

記

1 研修を行う事業所 (1) 名 称		
(2) 責任者		
(3) 所在地		〒 ー
(4) 研修担当者 職・氏名		
(5) 連絡先 電話番号		
(6) F A X 番号		
2 研修名称		☐ 介護職員初任者研修（通学・通信） ☐ 生活援助従事者研修（通学・通信）
3 研修実施場所	講 義	
	演 習	
	実 習	
4 事業開始予定年月日		年 月 日
5 添付書類等		
(1) 研修課程		☐ 別添 （様式第 4 号）
(2) 年間事業計画表		☐ 別添 （様式第 5 号）
(3) 研修日程表		☐ 別添 （様式第 6 号）
(4) 講師一覧表		☐ 別添 （様式第 7 号）
(5) 講師履歴書及び就任承諾書		☐ 別添 （様式第 8 号及び様式第 9 号）
(6) 実習施設の名称、所在地及び設置者の氏名・名称		
(7) 実習施設設置者の承諾書		☐ 別添 （様式第10号）
(8) 受講料等の設定方法及び改定方法		
(9) 受講内容確認書及び募集案内等受講希望者に提示する書類		☐ 別添 （様式第11号）
(10) 学則等		☐ 別添
(11) 使用するテキスト		
(12) 修了証明書（様式）		☐ 別添

(13)収支予算書	☐ 別添（様式第12号）
(14)財政計画書	☐ 別添
(15)前年度決算書	☐ 別添
(16)申請者の概要及び資産状況	☐ 別添
(17)定款その他の基本約款	☐ 別添

(注) 欄が不足する場合は、別紙に記入の上添付すること。

様式第2号（第3条、第4条関係）

介護員養成研修事業（通信学習等）の実施について

申請者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
講義を録画された動画を視聴させる形態又は通信学習の形態によって行おうとする地域		
添削指導及び面接指導の方法		別添（詳細に記載すること）
備 考		

- （注） 1 講義を録画された動画を視聴させる形態又は通信学習の形態によって行う場合は、申請書に併せて本書を添付すること。
2 添削指導の課題を添付すること。
3 面接指導を行う施設の承諾書を添付すること。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

愛媛県 地方局長 様

申請者 住所
 (所在地)
 氏名
 (名称及び代表者職・氏名)

介護員養成研修事業指定申請書

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号ロに規定する介護員養成研修として指定を受けるため、愛媛県介護員養成研修事業実施要綱第4条第1項の規定に基づき、申請します。

記

1 研修を行う事業所		
(1) 名 称		
(2) 責任者		
(3) 所在地		〒 ー
(4) 研修担当者 職・氏名		
(5) 連絡先 電話番号		
(6) F A X 番号		
2 研修名称		☐ 介護職員初任者研修（通学・通信） ☐ 生活援助従事者研修（通学・通信）
3 研修実施場所	講 義	
	演 習	
	実 習	
4 事業開始予定年月日		年 月 日
5 添付書類等		
(1) 研修課程		☐ 別添 （様式第4号）
(2) 年間事業計画表		☐ 別添 （様式第5号）
(3) 研修日程表		☐ 別添 （様式第6号）
(4) 講師一覧表		☐ 別添 （様式第7号）
(5) 講師履歴書及び就任承諾書		☐ 別添 （様式第8号及び様式第9号）
(6) 実習施設の名称、所在地及び設置者の氏名・名称		
(7) 実習施設設置者の承諾書		☐ 別添 （様式第10号）
(8) 受講料等の設定方法及び改定方法		
(9) 受講内容確認書及び募集案内等受講希望者に提示する書類		☐ 別添 （様式第11号）
(10) 学則等		☐ 別添
(11) 使用するテキスト		
(12) 収支予算書		☐ 別添 （様式第12号）
(13) 前年度決算書		☐ 別添

（注）欄が不足する場合は、別紙に記入の上添付すること。

様式第4号（第3条、第4条関係）

介護員養成研修 研修課程

1 介護職員初任者研修

科 目 名	時間数	内 容（記載例）
1 職務の理解	時間	1 多様なサービスの理解 2 介護職の仕事内容や働く現場の理解
2 介護における尊厳の保持・自立支援	時間	1 人権と尊厳を支える介護 （1）人権と尊厳の保持 （2）I C F （3）Q O L （4）ノーマライゼーション （5）虐待防止・身体拘束禁止 （6）個人の権利を守る制度の概要 2 自立に向けた介護 （1）自立支援 （2）介護予防
3 介護の基本	時間	1 介護職の役割、専門性と多職種との連携 （1）介護環境の特徴の理解 （2）介護の専門性 （3）介護に関わる職種 2 介護職の職業倫理 3 介護における安全の確保とリスクマネジメント （4）介護における安全の確保 （5）事故予防、安全対策 （6）感染対策 4 介護職の安全
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	時間	1 介護保険制度 （1）介護保険制度創設の背景及び目的、動向 （2）仕組みの基礎的理解 （3）制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 2 医療との連携とリハビリテーション 3 障害福祉制度及びその他制度 （1）障害福祉制度の理念 （2）障害福祉制度の仕組みの基礎的理解 （3）個人の権利を守る制度の概要
5 介護におけるコミュニケーション技術	時間	1 介護におけるコミュニケーション （1）介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 （2）コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション （3）利用者・家族とのコミュニケーションの実際 （4）利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際 2 介護におけるチームのコミュニケーション （1）記録における情報の共有化 （2）報告 （3）コミュニケーションを促す環境

6 老化の理解	時間	1 老化に伴うこころとからだの変化と日常 (1) 老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴 (2) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響 2 高齢者と健康 (1) 高齢者の疾病と生活上の留意点 (2) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点
7 認知症の理解	時間	1 認知症を取り巻く状況 2 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 3 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 (1) 認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴 (2) 認知症の利用者への対応 4 家族への支援
8 障害の理解	時間	1 障害の基礎的理解 (1) 障害の概念と I C F (2) 障害福祉の基本理念 2 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、か かわり支援等の基礎的知識 (1) 身体障害 (2) 知的障害 (3) 精神障害（高次脳機能障害・発達障害を含む） (4) その他の心身の機能障害 3 家族の心理、かかわり支援の理解
9 こころとからだのしくみ と生活支援技術	時間	<Ⅰ 基本知識の学習> 1 介護の基本的な考え方 2 介護に関するこころのしくみの基礎的理解 3 介護に関するからだのしくみの基礎的理解 <Ⅱ 生活支援技術の学習> 4 生活と家事 5 快適な居住環境整備と介護 6 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向 けた介護 7 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立 に向けた介護 8 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向 けた介護 9 入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと 自立に向けた介護 10 排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向 けた介護 11 睡眠に関したこころとからだのしくみと自立に向 けた介護 12 死にゆく人に関したこころとからだのしくみと終末 期介護 <Ⅲ 生活支援技術演習> 13 介護過程の基礎的理解 14 総合生活支援技術演習
10 振り返り	時間	1 振り返り 2 就業への備えと研修修了後における継続的な研修
合 計	時間	

2 生活援助従事者研修

科 目 名	時間数	内 容（記載例）
1 職務の理解	時間	1 多様なサービスの理解 2 介護職の仕事内容や働く現場の理解
2 介護における尊厳の保持・自立支援	時間	1 人権と尊厳を支える介護 （1）人権と尊厳の保持 （2）I C F （3）Q O L （4）ノーマライゼーション （5）虐待防止・身体拘束禁止 （6）個人の権利を守る制度の概要 2 自立に向けた介護 （1）自立支援 （2）介護予防
3 介護の基本	時間	1 介護職の役割、専門性と多職種との連携 （1）介護環境の特徴の理解 （2）介護の専門性 （3）介護に関わる職種 2 介護職の職業倫理 3 介護における安全の確保とリスクマネジメント （1）介護における安全の確保 （2）事故予防、安全対策 （3）感染対策 4 介護職の安全
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	時間	1 介護保険制度 （1）介護保険制度創設の背景及び目的、動向 （2）仕組みの基礎的理解 （3）制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 2 医療との連携とリハビリテーション 3 障害福祉制度及びその他制度 （1）障害福祉制度の理念 （2）障害福祉制度の仕組みの基礎的理解 （3）個人の権利を守る制度の概要
5 介護におけるコミュニケーション技術	時間	1 介護におけるコミュニケーション （1）介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 （2）コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション （3）利用者・家族とのコミュニケーションの実際 （4）利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際 2 介護におけるチームのコミュニケーション （1）記録における情報の共有化 （2）報告 （3）コミュニケーションを促す環境

6 老化と認知症の理解	時間	1 老化に伴うこころとからだの変化と日常 (1) 老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴 (2) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響 2 高齢者と健康 (1) 高齢者の疾病と生活上の留意点 (2) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点 3 認知症を取り巻く状況 4 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 5 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 (1) 認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴 (2) 認知症の利用者への対応 6 家族への支援
7 障害の理解	時間	1 障害の基礎的理解 (1) 障害の概念と I C F (2) 障害福祉の基本理念 2 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、か かわり支援等の基礎的知識 (1) 身体障害 (2) 知的障害 (3) 精神障害（高次脳機能障害・発達障害を含む） (4) その他の心身の機能障害 3 家族の心理、かかわり支援の理解
8 こころとからだのしくみ と生活支援技術	時間	<Ⅰ 基本知識の学習> 1 介護の基本的な考え方 2 介護に関するこころのしくみの基礎的理解 3 介護に関するからだのしくみの基礎的理解 <Ⅱ 生活支援技術の学習> 4 生活と家事 5 快適な居住環境整備と介護 6 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立 に向けた介護 7 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向 けた介護 8 睡眠に関したこころとからだのしくみと自立に向 けた介護 9 死にゆく人に関したこころとからだのしくみと終末 期介護 <Ⅲ 生活支援技術演習> 10 介護過程の基礎的理解
9 振り返り	時間	1 振り返り 2 就業への備えと研修修了後における継続的な研修
合 計	時間	

様式第5号（第3条、第4条関係）

年度 （研修名称） 年間事業計画表

回	開催地	日程	受講定員
第1回		年 月 日～ 年 月 日	名
		年 月 日～ 年 月 日	名
		年 月 日～ 年 月 日	名
		年 月 日～ 年 月 日	名

様式第6号（第3条、第4条関係）

年度 第 回 （研修名称） 研修日程表

	時 間	科 目 名	担当講師
月 日	〇〇：〇〇～〇〇：〇〇 （ 時間）		
月 日			
月 日			
月 日			

（注）時間については休憩時間を除外して算定すること。

様式第7号（第3条、第4条関係）

講師一覧表

【事業者名】 _____

【研修名】 _____ 年度 第 回 （研修名称） _____

【研修期間】 _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日 _____

担当科目	講 師 名		講師の資格・経歴等	講師等の基準

（注） 「講師名」の欄には「専任・兼任の別」を併せて記入すること。

年度 講師履歴書

フリガナ			
氏 名			
生年月日	年 月 日	年齢	歳
連絡先	自宅住所		
	電話番号		
現 職	所属住所		
	所属名		
	役職名		
担当科目 (専任・兼任の別)	(専任・兼任)		
担当科目 に関連する 資格・ 研修等	(年 月 取得・修了)		
	(年 月 取得・修了)		
	(年 月 取得・修了)		
	(年 月 取得・修了)		
担当科目 に関連する 職歴	勤務先	業務内容	就業期間(年月数)
			年 月 日 ～ 年 月 日 (年 月)
			年 月 日 ～ 年 月 日 (年 月)
			年 月 日 ～ 年 月 日 (年 月)
			年 月 日 ～ 年 月 日 (年 月)
介護員養成研修の 主な講師 歴	介護員養成研修事業者名	実施年度	担当科目
本書のとおり相違ないことを証明します。			
年 月 日 (講師署名) _____ ※本人が自筆署名すること。			

(注) 1 「資格・研修等」、「職歴」、「講師歴」の欄が不足する場合は、裏面に記載すること。

(注) 2 講師要件に係る資格等については、免許証等、証明する書類を添付すること。

講師就任承諾書

（ 介護員養成研修事業者 ） 様

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

※講師本人が自筆署名すること。

貴団体の行う愛媛県介護員養成研修の講師を、下記のとおり引き受けることを承諾します。

記

研修課程名（ 介護職員初任者研修 ・生活援助従事者研修 ）

担当時期	担当科目	時間数（添削件数）

上記のとおり、当所属職員が講師を引き受けることを承諾します。

年 月 日

所属団体 _____

所属長 _____

所属長
の印

（注）講師が団体に所属する職員である場合は、所属団体の長の承諾を得ること。

介護員養成研修 実習受入承諾書

（ 介護員養成研修事業者 ） 様

貴団体が実施する介護員養成研修の実習施設として、下記のとおり受講者の受入れを承諾します。

なお、実習終了後、貴団体に対し、実習実施状況報告書を提出するとともに、実習実施状況に関する記録を適正に保管することを約束します。

年 月 日

団体名 _____

代表者名 _____

代表者
の印

記

1 研修課程名（ 介護職員初任者研修 ・ 生活援助従事者研修 ）

2 （実習科目名）（ 時間 × 日）

実習受入施設	実習実施日	受入人数

合計 名

3 （実習科目名）（ 時間 × 日）

実習受入施設	実習実施日	受入人数

合計 名

様式第11号（第2条、第3条、第4条関係）

介護員養成研修受講内容確認書

1 開講目的

.....

2 研修の名称

年度 第 回 介護員養成研修

（ 介護職員初任者研修 ・ 生活援助従事者研修 ）

期間

月 日～ 月 日

3 研修課程

科 目 名	時間	実施月日	担当講師名	実施施設等
合 計				

4 知識・技術修得の確認方法、修了認定方法、欠席した場合の取扱い

（例）筆記試験及び実技試験により確認する。

全講義、演習、実習出席をもって修了とする。ただし、○科目までの欠席に対する補講は……。

5 受講資格

（例）一般募集

6 受講手続

.....

7 受講料

円

内訳 実習費

円、教材費

円、・・・

8 受講料支払い後の返還の可否等

9 研修受講時（受講申込受付時又は初回の講義時）における本人確認

（例）運転免許証・パスポート・国家資格等の免許証又は登録証など顔写真入りの証明書の提示により行う。提示できない場合は、戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票の提出を求める。

本書記載のとおり受講内容の説明をしました。

年 月 日

説明者職名

説明者署名

（本人自筆によること。）

介護員養成研修の受講にあたり、本書記載のとおり受講内容の説明を受けました。

受講者署名

(本人自筆によること。)

- (注) 1 学則等、上記内容を記載している文書がある場合は、その文書に説明年月日と説明者の署名、受講者の署名を記して、受講内容確認書に代えて提出して差支えない。
- 2 複数枚にわたる場合は、割印をすること。

様式第12号（第3条、第4条関係）

収支予算書

年度 第 回分

（単位：円）

収 支	金 額	算出内訳	備 考
収入			
支出			
差し引き収支			

（注）同一年度内に2回以上行う場合は、各回及び全体の収支予算書を提出すること。

【記載例】

収支予算書

平成〇〇年度 第〇回分

（単位：円）

収 支	金 額	算出内訳	備 考
収入	0, 000, 000		
受講料	0, 000, 000		
支出	0, 000, 000		
テキスト代	000, 000	@0, 000円×00人	
講師謝金	000, 000	@0, 000円×00時間	
会場借料	000, 000	@000, 000円	
・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・	
・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・	
・ ・ ・ ・ ・			
差し引き収支	0		

愛媛県指令 第 号

年 月 日付け(第 号)の申請について、次のとおり指定する。

1 指定の種別 介護員養成研修事業者
(介護職員初任者研修 ・ 生活援助従事者研修)

2 研修事業名 介護員養成研修
(介護職員初任者研修 ・ 生活援助従事者研修)
(通学 ・ 通信 課程)

(3)

年 月 日

愛媛県 地方局長

様式第13-2号（第5条関係）

愛媛県指令 第 号

（住所又は所在地）
（氏名又は名称）

年 月 日付け（ 第 号）の申請について、次のとおり指定する。

記

- 1 研修事業名 介護員養成研修
（ 介護職員初任者研修 ・ 生活援助従事者研修 ）
（ 通学 ・ 通信 課程）

（2 ）

年 月 日

愛媛県 地方局長

様式第14号（第6条関係）

年 月 日

愛媛県 地方局長 様

住所
(所在地)

氏名
(名称及び代表者職・氏名)

介護員養成研修事業変更届出（申請）書

愛媛県介護員養成研修事業実施要綱第6条の規定に基づき、届け出（申請し）ます。

記

1 (1)研修を行う事業所		
(2)責任者		
(3)所在地		〒 ー
(4)担当者 職・氏名		
(5)連絡先 電話番号		
(6) F A X 番号		
2 研修名称及び研修課程		☐ 介護職員初任者研修（通学・通信） ☐ 生活援助従事者研修（通学・通信）
3 指定年月日及び指定番号		年 月 日 第 号
4 変更内容	変更前	
	変更後	
5 変更時期		年 月 日
6 変更理由		

- (注) 1 欄が不足する場合は、別紙に記入の上、添付すること。
2 変更箇所の関係資料一式を添付すること。

第 号
年 月 日

（指定介護員養成研修事業者）様

愛媛県 地方局長

介護員養成研修事業の変更承認について（通知）

年 月 日付け（ 第 号）の変更申請については、申請のとおり承認したので、通知します。

については、指定研修事業について、適正に実施してください。

記

- 1 変更を承認する研修事業名 介護員養成研修
（ 介護職員初任者研修 ・ 生活援助従事者研修 ）

（ 2 ）

様式第16号（第8条関係）

年 月 日

愛媛県 地方局長 様

住所
(所在地)

氏名
(名称及び代表者職・氏名)

介護員養成研修受講内容確認報告書

愛媛県介護員養成研修事業実施要綱第8条の規定に基づき、次のとおり提出します。

記

1 (1)研修を実施する事業所	
(2)責任者	
(3)所在地	〒 ー
(4)担当者 職・氏名	
(5)連絡先 電話番号	
(6) F A X 番号	
2 研修名称及び研修課程	☐ 介護職員初任者研修（通学・通信） ☐ 生活援助従事者研修（通学・通信）
3 研修期間	年 月 日～ 年 月 日
4 受講者名簿	☐ 別添
5 受講内容確認書	☐ 別添 名分

様式第17号（第8条関係）

年 月 日

愛媛県 地方局長 様

住所
 (所在地)
 氏名
 (名称及び代表者職・氏名)

介護員養成研修事業実績報告書

介護員養成研修として、次のとおり実施したので、愛媛県介護員養成研修事業実施要綱第8条の規定に基づき、提出します。

記

1 (1)研修を実施した事業所	
(2)責任者	
(3)所在地	〒 ー
(4)担当者 職・氏名	
(5)連絡先 電話番号	
(6) F A X 番号	
2 研修名称及び研修課程	☐ 介護職員初任者研修（通学・通信） ☐ 生活援助従事者研修（通学・通信）
3 開催日時及び場所	
4 受講者数及び修了者数	
5 研修課程	☐ 別添 （様式第4号）
6 研修日程表	☐ 別添 （様式第6号）
7 担当講師一覧表	☐ 別添 （様式第7号）
8 使用テキスト	
9 収支決算書	☐ 別添 （様式第18号）
10 修了者名簿	☐ 別添 （様式第19号）
11 研修の一部を受講しなかった者の名簿	☐ 別添
12 研修実施状況報告書	☐ 別添 （様式第20号）

- (注) 1 欄が不足する場合は、別紙に記入の上添付すること。
 2 通信制により講義を行った場合には、添削課題の成績証明書を添付すること。

様式第18号（第8条関係）

収支決算書

年度 第 回分

(単位：円)

収 支	金 額	算出内訳	備 考
収入			
支出			
差し引き収支			

(注) 同一年度内に2回以上行う場合は、各回及び全体の収支決算書を提出すること。

【記載例】

収支決算書

平成〇〇年度 第〇回分

(単位：円)

収 支	金 額	算出内訳	備 考
収入	0, 000, 000		
受講料	0, 000, 000		
支出	0, 000, 000		
テキスト代	000, 000	@0, 000円×00人	
講師謝金	000, 000	@0, 000円×00時間	
会場借料	000, 000	@000, 000円	
・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・	
・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・	
・ ・ ・ ・ ・			
差し引き収支	0		

様式第19号 (第8条関係)

介護員養成研修修了者名簿

(研修事業者の名称)

年度第 回 研修
介護職員初任者研修 ・ 生活援助従事者研修

[illegible]

- (注) 1 「住所1」は市又は郡及び町村名を記載し、「住所2」は、町域名以下を記載すること。
2 この名簿は、印字出力したものを添付するほか、電子データ（エクセル形式又はCSV形式）による媒体で提出すること。
3 本人確認については、受講申込時又は初回の講義時に実施することとし、「本人確認実施状況」の欄に実施の有無を○×で記載すること。

様式第20-1号 (第8条関係)

介護員養成研修 講義実施状況報告書

研 修 名： 年度 第 回 介護員養成研修（ ）

科目名：

講義日時： 年 月 日 : ~ :

No.	受講者氏名	No.	受講者氏名
1		21	
2		22	
3		23	
4		24	
5		25	
6		26	
7		27	
8		28	
9		29	
10		30	
11		31	
12		32	
13		33	
14		34	
15		35	
16		36	
17		37	
18		38	
19		39	
20		40	
合計 名			

(介護員養成研修事業者)が行う介護員養成研修の講師として、上記のとおり
受講者 名に対する講義を実施しました。

年 月 日

所属

職名

署名

様式第20-2号 (第8条関係)

介護員養成研修 演習実施状況報告書

研 修 名: 年度 第 回 介護員養成研修 ()

科目名：

演習日時： 年 月 日 : ~ :

No.	受講者氏名	No.	受講者氏名
1		21	
2		22	
3		23	
4		24	
5		25	
6		26	
7		27	
8		28	
9		29	
10		30	
11		31	
12		32	
13		33	
14		34	
15		35	
16		36	
17		37	
18		38	
19		39	
20		40	
合計		名	

(介護員養成研修事業者)が行う介護員養成研修の講師として、上記のとおり
受講者 名に対する演習(実技)を実施しました。

年 月 日

所属

職名

署名

様式第20-3号（第8条関係）

介護員養成研修 実習実施状況報告書

研修名： 年度 第 回 介護員養成研修（ ）

科目名：（介護実習、訪問介護同行訪問、在宅サービス提供現場見学）

No.	実習日	時間	受講者氏名	指導担当者署名
1		～		
2		～		
3		～		
4		～		
5		～		
6		～		
7		～		
8		～		
9		～		
10		～		
11		～		
12		～		
13		～		
14		～		
15		～		
16		～		
17		～		
18		～		
19		～		
20		～		
合計 名				

（介護員養成研修事業者）が行う介護員養成研修の実施施設として、上記のとおり
受講者 名に対する実習を実施しました。

年 月 日

所在地

施設名等

代表者名

印

（注）「指導担当者署名」の欄は、訪問介護同行訪問にあつては、実習に係る訪問介護サービスを行った
訪問介護員が署名すること。

介護員養成研修 講義実施状況報告書

研修期間： 年 月 日～ 年 月 日

No	受講者氏名	規定時間数	出席時間数	取得単位数
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
	合 計 名			

署名

- (注) 1 「規定時間数」欄は、学校が作成した研修計画における科目ごとの総授業時間数を記入すること。
2 科目名は、研修課程に基づく科目名を記入するものとし、学校等において実施する科目名を括弧書きすること。

※ 次の研修については、様式第 20-4 号を使用するものとする。

1 対象となる研修

大学、短期大学、高等学校が実施する研修のうち、次の要件を満たす科目

- (1) 1 課程の研修期間がおおむね年間を通じて実施される日程であること。
- (2) 同一の講師が 3 日以上担当する科目（講義）であること。

2 注意事項

- (1) 大学等が実施する研修であっても、夏期休暇等を利用して短期間で実施されるものは対象とされない。
- (2) 1 教科が複数回の授業で実施されるが、毎回、講師が異なっているような場合には対象とならない。

また、年間を通じて実施する教科のうち、一部だけ別講師による授業を実施した場合は、その回は対象とせず、様式第 20-1 号により作成すること。

この場合、科目名は、研修課程に基づく科目名を記入するものとし、学校等において実施する科目名を括弧書きするものとする。

介護員養成研修 演習実施状況報告書

研修期間： 年 月 日～ 年 月 日

No	受講者氏名	規定時間数	出席時間数	取得単位数
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
	合 計 名			

年 月 日

署名

- (注) 1 「規定時間数」欄は、学校が作成した研修計画における科目ごとの総授業時間数を記入すること。
2 科目名は、研修課程に基づく科目名を記入するものとし、学校等において実施する科目名を括弧書きすること。

※ 次の研修については、様式第 20-5 号を使用するものとする。

1 対象となる研修

大学、短期大学、高等学校が実施する研修のうち、次の要件を満たす科目

- (1) 1 課程の研修期間がおおむね年間を通じて実施される日程であること。
- (2) 同一の講師が 3 日以上担当する科目（演習）であること。

2 注意事項

- (1) 大学等が実施する研修であっても、夏期休暇等を利用して短期間で実施されるものは対象とされない。
- (2) 1 教科が複数回の授業で実施されるが、毎回、講師が異なっているような場合には対象とされない。

また、年間を通じて実施する教科のうち、一部だけ別講師による授業を実施した場合は、その回は対象とせず、様式第 20-2 号により作成すること。

この場合、科目名は、研修課程に基づく科目名を記入するものとし、学校等において実施する科目名を括弧書きするものとする。

様式第20-6号 (第8条関係)

介護員養成研修 添削指導実施状況報告書

研 修 名： 年度 第 回 介護員養成研修（ ）

科目名：

No.	受講者氏名	No.	受講者氏名
1		21	
2		22	
3		23	
4		24	
5		25	
6		26	
7		27	
8		28	
9		29	
10		30	
11		31	
12		32	
13		33	
14		34	
15		35	
16		36	
17		37	
18		38	
19		39	
20		40	
合計 名			

(介護員養成研修事業者)が行う介護員養成研修の講師として、上記のとおり
受講者 名に対する添削指導を実施しました。

年 月 日

所属

職名

署名

様式第20-7号 (第8条関係)

介護員養成研修 面接指導実施状況報告書

研 修 名： 年度 第 回 介護員養成研修（ ）

科目名：

面接日時： 年 月 日 : ~ :

No.	受講者氏名	No.	受講者氏名
1		21	
2		22	
3		23	
4		24	
5		25	
6		26	
7		27	
8		28	
9		29	
10		30	
11		31	
12		32	
13		33	
14		34	
15		35	
16		36	
17		37	
18		38	
19		39	
20		40	
合計		名	

(介護員養成研修事業者)が行う介護員養成研修の講師として、上記のとおり
受講者 名に対する面接指導を実施しました。

年 月 日

所属

職名

署名

様式第21号（第8条関係）

介護員養成研修事業実績報告書（総括）

申請者	住 所 (所在地)										
	氏 名 (名 称)										
研 修 事 業 名 (実 施 課 程)											
実 施 期 間 受 講 者 数 及 了 者 数		第 第 第	回 () 回 () 回 ()	年 年 年	月 月 月	日 日 日	～ ～ ～	年 年 年	月 月 月	日 日 日	名 名 名
		計 回、 名									
備 考											

様式第22号（その1）（第9条関係）

年 月 日

愛媛県 地方局長 様

住所
(所在地)

氏名
(名称及び代表者職・氏名)

介護員養成研修事業廃止届出書

介護員養成研修について、次のとおり研修事業を廃止しますので、愛媛県介護員養成研修事業実施要綱第9条の規定に基づき、提出します。
なお、研修については、全ての課程を終了しており、関係書類は、今後次のとおり管理することとしております。

記

1 (1)研修を実施した事業所	
(2) 責任者	
(3)所在地	〒 ー
(4)担当者 職・氏名	
(5)連絡先 電話番号	
(6) F A X 番号	
2 研修名称及び研修課程	☐ 介護職員初任者研修（通学・通信） ☐ 生活援助従事者研修（通学・通信）
3 指定年月日及び指定番号	年 月 日 第 号
4 廃止の時期	年 月 日
5 廃止の理由	
6 関係書類（名簿等）管理方法	
7 添付書類 (1)事業実績	☐ 別添（研修日程及び修了者数）
(2)その他	

様式第22号（その2）

（研修名称） 事業実績

実施年度	回	研修日程	修了者数	うち、補講による者
年度	第1回	年 月 日～ 年 月 日	名	名
	第2回			
	合計	回	名	名
年度		年 月 日～ 年 月 日	名	名
	合計	回	名	名
年度		年 月 日～ 年 月 日	名	名
	合計	回	名	名
総計		回	名	

注1 「回」は、年度ごとに付番すること。

様式第23号（第10条関係）

年 月 日

愛媛県 地方局長 様

住所
(所在地)

氏名
(名称及び代表者職・氏名)

介護員養成研修事業休止届出書

介護員養成研修について、次のとおり研修事業を休止しますので、愛媛県介護員養成研修事業実施要綱第10条の規定に基づき、提出します。

記

1 (1)研修を実施した事業所	
(2)責任者	
(3)所在地	〒 ー
(4)担当者 職・氏名	
(5)連絡先 電話番号	
(6) F A X 番号	
2 研修名称及び研修課程	☐ 介護職員初任者研修（通学・通信） ☐ 生活援助従事者研修（通学・通信）
3 指定年月日及び指定番号	年 月 日 第 号
4 休止の時期	年 月 日
5 休止の理由	
6 休止予定期間	

様式第24号（第11条関係）

年 月 日

愛媛県 地方局長 様

住所
(所在地)

氏名
(名称及び代表者職・氏名)

介護員養成研修事業再開届出書

介護員養成研修について、次のとおり研修事業を再開しますので、愛媛県介護員養成研修事業実施要綱第11条の規定に基づき、提出します。

記

1 (1)研修を実施する事業所	
(2)責任者	
(3)所在地	〒 ー
(4)担当者 職・氏名	
(5)連絡先 電話番号	
(6) F A X 番号	
2 研修名称及び研修課程	☐ 介護職員初任者研修（通学・通信） ☐ 生活援助従事者研修（通学・通信）
3 指定年月日及び指定番号	年 月 日 第 号
4 再開の時期	年 月 日

様式第 25 号（第 12 条関係）

実務経験証明書

第 号
年 月 日

（介護員養成研修事業所代表者名） 様

施設又は事業所の
所在地及び名称

代表者名
（電話番号

職印
）

次の者は、以下のとおり介護等の実務経験を有することを証明します。

フリガナ	
氏 名	年 月 日生
住 所 （ 本 人 ）	〒 ー
施 設 （ 事 業 ） 種 類	
施 設 又 は 事 業 所 名	
職 種	
就 業 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日）
うち介護等の業務に 従 事 し た 日 数	日

- * 実務経験については、介護福祉士国家試験の受験資格における介護等の業務の範囲の実務経験が対象となります。
- * 在職 1 年以上は、就業期間が通算 365 日（1 年）以上であり、かつ「うち介護等の業務に従事した日数が 180 日以上」をいいます。また、3 年以上は、就業期間が通算 1,095 日（3 年）以上であり、かつ「うち介護等の業務に従事した日数が 540 日以上」をいいます。

実務経験証明書について、不実又は錯誤した内容の記載をした場合は、修了を取り消すことがあります。

様式第 26 号（第 12 条関係）

介護員養成研修受講科目免除報告書

実 施 者		名 称 (代表者)				
		住 所 (所在地)				
課 程	修了証書 番号	修了年月日	修了者名	免除時間数	免除資格等	備 考

(注) 1 欄が不足する場合は、別紙に記入の上、添付すること。
2 免除資格を有することの証明書類（写）を添付すること。
3 免除時間数欄には、免除した時間数を記入すること。

様式第27号（第14条関係）

年 月 日

履 修 証 明 書

住所
(所在地)

氏名
(名称及び代表者職・氏名)

印

「指定年月日 年 月 日」
「指定番号 第 号」

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 3 条第 1 項第 1 号ロに規定する介護員養成研修について、次のとおり履修したことを証明します。

記

受講者氏名	フリガナ	性別	生	年 月 日
		男・女	年 月 日	
研修名称及び 研 修 課 程	☐ 介護職員初任者研修（通学・通信） ☐ 生活援助従事者研修（通学・通信）			
履修した日時 及び科目名 (規定時間数)	〔 時間〕 (年 月 日 : ~ :)			
	〔 時間〕 (年 月 日 : ~ :)			
	〔 時間〕 (年 月 日 : ~ :)			
	〔 時間〕 (年 月 日 : ~ :)			

(注) 実績報告時に、原本証明の上、写しを提出すること。